

令和元年土幌町議会第4回定例会会議録

1 議事日程第2号 12月10日(火曜日)午前10時開会

- 日程番号1 会議録署名議員の指名
日程番号2 一般質問
- 1 清水 秀雄 議員
ジェンダー平等について
 - 2 牧野 圭司 議員
町の防災状況について
 - 3 大野 明 議員
町内におけるゴミのポイ捨て、不法投棄の実態と対策について
 - 4 矢坂 賢哉 議員
学校等公共施設へのエアコン設置計画について
 - 5 曾我 弘美 議員
トレーニング室の利用について
 - 6 伊藤 健蔵 議員
高齢者介護事業の推進方針について
- 日程番号3 議案第1号 北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について
日程番号4 議案第2号 土幌町森林環境譲与税基金条例案
日程番号5 議案第3号 土幌町民プール設置条例案
日程番号6 議案第4号 土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案

2 出席議員(11名)

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 加藤 宏一 | 2番 河口 和吉 | 5番 伊藤 健蔵 | 6番 清水 秀雄 |
| 7番 牧野 圭司 | 8番 曾我 弘美 | 9番 中村 貢 | 10番 森本 真隆 |
| 11番 大野 明 | 12番 矢坂 賢哉 | 13番 秋間 紘一 | |

3 欠席議員(1名)

- 3番 大西 米明

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

- | | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 町長 | 小林 康雄 | 教育長 | 堀江 博文 |
| 代表監査委員 | 佐藤 宣光 | | |

5 町長の委任を受けて出席した者

- | | | | |
|-----|-------|-------------|-------|
| 副町長 | 柴田 敏之 | 保健医療福祉センター長 | 高木 康弘 |
|-----|-------|-------------|-------|

総務企画課長	石垣 好典	会計管理者	三島 重浩
町民課長	藤内 和三	保健福祉課長	堀江菜穂子
保健介護担当課長	三島 裕子	産業振興課長	亀野 倫生
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
施設担当課長	田中 敏博	子ども課長（兼）	高木 康弘
病院事務長	土屋 仁志	消防課長	土屋 政勝
特老施設長	佐藤 慶岩		

6 教育長の委任を受けて出席した者

教育課長	藤村 延	給食センター所長	齋藤 英雄
高校事務長	上野 清子		

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	角田 淳二
------	-------

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	矢野 秀樹	総務係長	宇佐見 和重
------	-------	------	--------

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	秋間議長	<p>ただいまの出席議員は11名です。3番、大西議員より欠席届けがありますので、ご報告をいたします。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、牧野圭司議員及び8番、曾我弘美議員を指名いたします。</p>
2	清水議員	<p>日程第2、一般質問を行います。</p> <p>質問の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>質問順位1番、清水秀雄議員。</p> <p>おはようございます。私は、町長にジェンダー平等について伺います。</p> <p>日本は、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数で政治、経済、教育、健康の4分野の男女格差が世界149カ国中110位、2018年ですが、であります。政治と経済分野での女性の進出が極めて遅れていることが指摘されています。女性労働について、自治体の非正規職員の際立つ低賃金が指摘されていますが、本町における実態について伺います。</p>

秋間議長
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、清水議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

ジェンダー平等、いわゆる社会的意味合いから見た男女の性区別にか
かかる平等について、町の非正規職員の実態はどうかというご質問で
すが、まず配置状況についてご説明いたします。本年12月1日現在で
正職員202名、準職員42名、臨時職員のうち勤務時間が常勤職員と同
様の第1種臨時職員は41名、パート勤務の第2種臨時職員は44名とな
ってございます。このうち、準職員については共済組合あるいは退職
手当組合にも加入するなど正職員に準じた雇用条件となっているところ
であり、雇用期間の制限や待遇面で差がある臨時職員を非正規職員
として回答させていただきます。非正規職員数は85人で、うち男性職
員が15人、女性職員が70人で、女性職員の比率は82.3%となっており
ます。

次に、待遇面ではありますが、基本賃金については正規職員の行政職
給料表の1、2級の給料月額をもとに月平均勤務日数21日で割り返し
た金額を日額単価として設定しているところであります。次に、各種
手当については、まず期末手当は第1種臨時職員に12月分を支給、正
規職員に対する12月分の期末、勤勉手当と同じ支給率で支給をしてい
るところであります。その他、扶養、住居、通勤手当については正規
職員と同様の制度で支給しているところでありますが、寒冷地手当は
支給されておりません。また、休暇等の条件については労働基準法を
下限とすることを基本に定めているところであります。

次に、非正規職員の配置状況ですが、役場庁舎内の各課を初め、教
育課、高校、特養、病院、認定こども園等、多岐にわたって配置して
おり、職種についても一般事務、学習支援、給食調理、栄養管理、介
護、保育などの業務処理を担っていただいているところであります。
いずれにしても、職員、準職員、臨時職員とも採用から勤務条件に至
るまで性別による差別は一切行っていないところであります。

以上、清水議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

ただいま町長から答弁をいただきました。それで、今日は私がジェ
ンダーギャップという言葉を使いました。多分大方の人たちがこのジェ
ンダーとは何だというふうに思われております。ジェンダーとは、
自然的、生物学的な性差とは違います。社会的、文化的につくられた
性差のことです。男は弱音を吐くな、女はすぐ感情的になるなど、
男はこうだ、こうあるべきだというジェンダー意識を私たちは生
まれ育つ過程で知らず知らずの中に自分に取り込んでいます。特に私
も含めて高齢者の人たちは男尊女卑という、そういう生活習慣の中で
男が優位ということが刷り込まれています。そういう中で、それがさ

まざまな性差別の温床となったり、生きづらさの原因となったりしています。

ジェンダー平等とは、つくられた性差を自覚することで、男はこうあるべきだという意識を乗り越えて対等な関係をつくっていかうという考え方です。ジェンダー平等とは、女性を高め、男性を低めて平等にするということではありません。男性も例えば育児休業を取ると出世できないぞと言われるなど、あるべき男性像を押しつけられるなど苦しむことがあります。ジェンダー平等とは、そうしたつくられた性差による差別、排除、分断をなくし、全ての人により生きやすい公正な社会をつくっていかうということでもあります。女性の問題ではなく、男性もそれ以外の性も含む全ての人の問題であるということを私たちは認識していかなければならないと考えています。

町長の答弁の中では、男女差による賃金差別はありませんよという回答をいただきました。本町における非正規職員も含めての男女賃金差はないという理由は、賃金表に基づいて支給されていると、手当についてもそれなりにきちっとしていますよという答弁がありました。そういう点では、本町における自治体職員に対しての非正規職員に対しての待遇は極めていい状態に置かれているという点では評価できるというふうに考えています。ただ、そういう点でも職域によってはさまざまな差があるのですが、例えば現場です。職場というのは、図書館あるいは公民館、さらには特養、そういう現場で働く人たちの給食調理師、そういう人たちの非正規職員の賃金差というのはないのか、そのところについて伺います。

秋間議長
小林町長

町長、答弁を求めます。

先ほども申し上げましたように、雇用から勤務条件まで一切男女差はつけていないのでありますけれども、ただ、今言われたように介護であるとか、あるいは給食であるとかということで、どちらかというところ2種の職員については女性の方が応募が多いという職種だということで、先ほど申し上げましたように女性の比率が高くなっているという、そういう現状にあるということでもありますけれども、もう一つ女性の方が働く場合に実は扶養控除のほうにとっては103万円以内にして働くというか、そういう税の控除を受けるためにという方が結構いらっしゃるという現状もあってそういう方が、今どちらかというところ奥さん方がそういうことで勤めているという、そういう実態にあるというところでもあります。

秋間議長
清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

私は、特にこの質問では自治体における女性公務員の特に非正規公務員の賃金がどうなっているかということで伺ったわけですが、そういう点でいえば一般的には一般事務職員で見ると男性が過半数を占める正規公務員の年収は約663万円というふうに計算されていますが、

その4分の1から3分の1程度、特別非常勤が207万円、一般職の非常勤が176万円、臨時職員が162万円の賃金しか支払われていない絶望的な格差状況と詳細なデータを挙げて指摘されています。

先ほども申し上げましたけれども、図書館で働く人たちの賃金は51.4%、保育所が60.4%、給食調理65.3%、半数以上が非正規で、これは正職員との差です。半数以上が非正規で、賃金水準は正規の3割から4割、年収換算では160万円台から200万円台がほとんどだというふうに言われています。これは、ジャーナリストの竹信三恵子氏が女性の仕事は夫の補助だから安くてもいいとする性差別的な発想があるのだというふうに批判しています。本町の場合の賃金差というのはどういふふうになりますか、お伺いします。

秋間議長 町長、答弁を求めます。

小林町長 それでは、賃金の実態については担当の総務企画課長のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

秋間議長 総務企画課長。

石垣総務 総務企画課長、石垣よりお答えいたします。

企画課長 先ほど言われました臨時職員の1種職員、常勤職員と同じ勤務時間になっている職員の賃金の一例をちょっと私のほうから説明いたしたいと思えます。先ほど町長のほうから答弁にありました行政職給料表の1級1、1号級の賃金で換算した場合、今年度につきましては月給ベースで14万6,100円となっておりまして、これに12カ月分プラス期末の手当2.275カ月分を足しますと、賃金ベースでいきますと大体所得といえますか、支払い総額が208万5,000円ぐらいになります。このほかに先ほども言いましたように扶養手当ですとか住居手当等が加算されます。これについては、その臨時職員によってそれぞれ異なるわけですが、それらの部分に加算されますので、賃金のベースとなる部分で大体208万円ぐらいという実態でございまして。

以上です。

秋間議長 再質問があれば許します。清水議員。

清水議員 私が特に女性の非正規職員の人たちの賃金を問題にしているのは、これは年金とかかわるからです。これは、働いているときの賃金がベースになって年金が支給されるわけですが、そういう点では今政府がおろしているマクロ経済スライド制、この制度でいきますとどんどん年金が下がっていくわけですが、そういう点での年金、老後のことを考えますと女性の年金が極めて低い水準になってしまうのではないかとということが危惧されます。そういう点で、非正規職員の年金制度にかかわるいわゆる雇用保険というやつですか。それは、制度的には今の年金制度に加入しているのか、あるいはそのことは一切考慮されていないのか、その点について伺います。

秋間議長 町長、答弁を求めます。

小林町長	社会保険関係の規則でありますけれども、週20時間以上ですか、月額で8万8,000円以上の給与を払う者については社会保険に加入するというような規定で取り扱ってございます。
秋間議長	再質問があれば許します。清水議員。
清水議員	そうしますと、その基準に照らして、先ほど非正規で働く人たちの人数も出されましたが、その人たちの中で厚生年金の対象者になっているかどうかということを伺います。
秋間議長	総務企画課長。
石垣総務 企画課長	総務企画課長、石垣よりお答えいたします。 先ほど臨時職員の非正規職員の総数85名中、そのうち第1種の臨時職員41名については全員社会保険に加入しているところでございます。そのほか、第2種のパートタイムの勤務者のことですが、それらの方については44名中、10名が社会保険に加入しておりますが、34名の方については社保の加入基準までは達していないということで未加入というふうになってございます。
秋間議長	以上です。
清水議員	再質問があれば許します。清水議員。 今、答弁いただきましたけれども、そういう状態が、今町長はいろいろ努力されているということは評価します。しかし、今言われていますように、今課長から答弁ありましたけれども、そういう形が先ほど言いましたけれども、結局は老後の生活にかかわってくるということがやっぱり差別になってくるのではないかと。女性と男性との違い、そういう点が大きく世の中にやっぱり蔓延していると。そのところを私たちは自覚して、それをどのように解決していくのかと。それは意識の問題なのですが、同時に町長のような立場でおられる方はやはり町長の考え方一つで今の賃金体系、それ自身は決して悪いことではないのですが、そのところにまだそういう差別的な状況が残っているということも考慮しながら今後の自治体運営に当たっていただきたいということを申し上げて質問を終わります。
秋間議長	以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。
牧野議員	質問順位2番、牧野圭司議員。 議長のお許しをいただきましたので、町の防災状況について質問させていただきます。私自身、議員になって初めての一般質問でございます。まだまだ勉強不足であり、非常に緊張しておりますので、的外れな部分もあろうかと思いますが、どうかよろしくお願いいたします。 それでは、本題に入ります。土幌町は、災害を余り経験したことはない町です。しかし、いつ発生するか予測のつかない災害に対し、事前に備えておくことは重要なことです。特に災害の初動時には、地域住民が中心となって共助の中で避難誘導や安否確認を行うことは過去の災害の教訓からも重要です。町長は、「支え合いで安心、安全を共

感する町へ」ということで、地域防災の要となる自主防災組織の設立について平成20年に高德町内会からスタートし、町の重点施策として推進していますが、現在の設立状況と支援状況についてお伺いいたします。

秋間議長
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、牧野議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

近年、全国的に大規模な自然災害が頻発し、各地に甚大な被害をもたらしている状況にあります。大規模災害発生時には、自ら備え、命を守る自助、地域や近隣で助け合う共助、国や道、市町村の取り組みによる公助の順で活動が展開されますが、自主防災組織は共助によって消防や公共機関では把握し切れない地域の特性などを考慮した活動を目指し、災害の被害軽減に極めて重要な位置づけであることから、その育成、結成の推進は大変重要で有効なものと考えておるところであります。

ご質問の第1点目、自主防災組織の現在の設立状況についてであります。平成20年度に高德町内会の設立に続き、昨年度末までに市街地区に11組織、農村地区に3組織の14組織が設立されております。また、今年度も11月に士幌北地区に15組織目として新たに立ち上がり、地域での活動も広がっています。なお、住民に占める世帯組織率も39.9%と徐々に伸びてきております。

次に、ご質問の第2点目、自主防災組織に対する支援状況についてですが、設立に向けた支援としては各地区、駐在区への担当職員の説明や組織規約等のひな型の提供、組織化の助言を、設立時には役員に対し、災害時に必要なヘルメットや懐中電灯等の防災用品の貸与を、設立後にはパートナーシップ事業による財政的支援、地域避難訓練や勉強会への職員の派遣支援を行っております。特に昨年は、友愛地区自主防災会の住民避難訓練や大通町内会自主防災会の図上訓練の支援を行ったところであり、これらの活動を通じて町や消防職員と自主防災会の顔の見える関係づくりにも取り組んでいるところです。今後においても自主防災組織の設立を積極的に推進するとともに、活動への支援や連携を図りながら地域防災力の向上に資してまいりたいと存じます。

以上、牧野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
牧野議員

再質問があれば許します。7番、牧野議員。

町長の回答にもあったとおり、近年集中豪雨や台風、土砂災害などとうとい人命が失われた自然災害が数多く起こっており、中でも自力で避難が難しいひとり暮らしの高齢者や障がい者の方々が取り残されたり逃げおくれたりして多数被害に遭われていますが、災害時に避難の支援を必要とする要支援者の支援体制や安否確認についてお伺い

たします。

これらの要支援者については、その避難に時間を要することから被災率が高くなるため、円滑に、そして迅速に避難するための支援体制を整えておくことが大変重要であります。このようなことから、自主防災組織では日ごろより組織の中で要支援者の状況や状態を把握しておかなければならないと考えます。災害対策基本法では、市町村が要支援者名簿の作成を義務づけられていると思いますが、我が町の登録状況と自主防災組織へのその台帳の提供方法についてお伺いします。

秋間議長
小林町長

町長、答弁を求めます。

災害が起きたときに、いわゆる災害弱者をどう支援するかというのは大きな課題になるところであります。ただいま牧野議員からご質問のありました要支援者名簿のほかに、例えば停電であるとか、それから地震であるという被害のときに私ども福祉課の職員が独居老人等の見守りを行うとともに、それから避難所開設に際しては福祉避難所等も開設をしている等の弱者対策に取り組んでいるところあります。

ただいまご質問がありました要支援者名簿についてでありますけれども、平成25年に災害対策基本法で義務化されたところありますけれども、本町においては平成18年から社会福祉協議会と連携して要支援者台帳の整備をしたところあります。これらに台帳のいろんな情報を集約しているわけありますけれども、1年に1回以上社会福祉協議会に委託をして訪問調査をすることと合わせて、現在登録状況は昨年度の登録数で460人ありますけれども、このうち地域へ情報提供の同意をしている方が422名いらっしゃるわけありますけれども、これらの方について自主防災組織等への情報を提供しているところあります。この台帳については、町との協定により自主防災組織のほか、地区の民生委員さんや地区の社会福祉協議会にも所持をしていただいて、お互いに情報を共有しながら見守りに役立てているという取り組みをしているところあります。今後とも牧野議員がおっしゃるとおり、要支援者の的確な把握に努めながら、その支援に万全を期していきたいというふうに考えているところあります。

秋間議長
牧野議員

再質問あれば許します。7番、牧野議員。

災害は忘れたころにやってくるとか、備えあれば憂いなしとかも言われます。起こってからでは遅いと考えます。私は、安心、安全のために地域住民の共助や自主防災組織の設立のほか、さらなる防災力向上のために自主防災組織のネットワーク化の推進や地域の防災訓練の実施も必要と考えます。町においては、自主防災組織が設立されていない地区や町内会のご理解とご協力を得ながら一層の組織化に取り組んでいただくことと合わせて現在地区や町内会で設立されている自主防災組織同士の密なる連携と支援をお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

秋間議長 以上で牧野圭司議員の質問を終了いたします。

質問順位3番、大野明議員。

大野議員 皆さん、おはようございます。私にとりまして初めての一般質問となりますので、よろしくお願いいたします。

私は、町内におけるごみのポイ捨て、不法投棄の実態と対策について土幌町長にお伺いをいたします。土幌町では、投げ捨て防止に関する条例を定めて、ごみのポイ捨て、不法投棄の防止に努めていますが、依然として行われている状態が続いていると思います。このことで嫌な思いをされている町民の皆様もおられますので、防止に向けて一層の努力が必要であると感じています。

そこで、町内のごみのポイ捨て、不法投棄の状況と行われている対策についてお伺いいたします。

秋間議長 町長、答弁を求めます。

小林町長 それでは、大野議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

土幌町における近年のポイ捨て、不法投棄の現状であります。町民からの通報については平成27年度14件、平成28年度16件、平成29年度13件、平成30年度18件、令和元年度11月まで15件となっております。ポイ捨てや不法投棄については、職員による回収と合わせて委託業務として回収する場合があります。委託業務での回収回数とその経費は平成27年度から30年度での1年当たりの平均は回数で8回、費用で5万2,000円です。回収した廃家電、廃タイヤ等の処分に係る費用は2万円です。これら町が行う回収と合わせ、町内の各団体による春、秋のクリーン作戦の実施、地域住民によるボランティアなどの協力により回収を行っているところであります。

不法投棄防止の対策としては、職員による巡回パトロール、広報等による周知と合わせて不法投棄の多発地帯において警告看板を設置するなどの啓発活動を実施しているところであり、さらに大量の廃タイヤ、廃家電の投棄など悪質なケースについては警察署と連携しながら対応しているところであります。こうした日常的な対策を講じているものの、ごみのポイ捨て、不法投棄は依然繰り返される状況にありますが、引き続き地域住民や警察の協力も得ながらパトロールの強化や広報誌による啓発活動などの防止対策を行って参りたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、大野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長 再質問があれば許します。11番、大野議員。

大野議員 町長には、ごみのポイ捨て、不法投棄において役場が対応した状況と対策についてご答弁をいただきまして、ありがとうございました。町民の皆様からの通報により役場が対応した件数は年間13回から18回程度、現場の対応に要した費用は処理料を含め年間平均7万2,000円

になっているようです。ですが、私のイメージではポリの買い物袋によるポイ捨てはこのような回数で処理できるような数ではなく、ポイ捨てごみの多くが近くに住んでいる方や町をきれいにしようと思う皆さんのボランティア活動により回収処理がされているように思います。

土幌町では、ボランティアごみシールを配付してボランティアで拾ったごみを引き取ってくれていましたので、私もシールを受け取って今年の春ですが、畑作業が忙しくなるまでの間、近くの道路沿いのごみ拾いを行っていました。実際に捨てられていたごみは、飲み物や弁当の空容器が中心ですが、中には食べ残しの生ごみもあって、それらはキツネやカラスが散乱させてしまって汚く無残な状態でした。また、たくさんのたばこの吸い殻が巻き散らかされるような形のところは拾うのがすごく大変でしたし、汚い状態のものはとても手で拾う気にはなれず、火ばさみでつまみながら回収をしました。また、買い物袋ごと捨てられていたごみは袋を開いて分別する気になれないので、そのまま大きなポリ袋に詰め込み、ボランティアシールを張って役場に届けましたが、それを分別してくださった関係者の皆さんのことを思うと大変申しわけなく思っております。

3週間ほどごみを拾ったのですが、拾ったはずのところ、それもごみ捨て禁止の看板のすぐそばに前に捨てられていたごみと同じ飲み物や空容器、たばこの吸い殻、それからたばこの空箱が落ちています。それを拾ってもまたずっとそれが繰り返される状態でした。役場の担当の方に拾っても拾っても切りがないよとぼやきながら作業のほうを続けたのですけれども、担当の方からはそのままにしておく捨てて人が増えるので、地道に続けていくことが大切なのです、実際にそうすることでポイ捨てが減ったところもありますよと励まされながら作業のほうをしました。そのうちに私は畑作業が忙しくなり、ごみ拾いをやめてしまいました。その後は役場の車が通りがかりにごみを拾ってくれていたり、警察の車が巡回パトロールをするという対応もしていただきましたし、散歩や自転車に乗っている人がごみを拾ってくれているのを見かけたこともありました。

そんな中、最近多くなっている防犯カメラの存在を利用できないかと思いつき、自治体のカメラの設置が難しそうなので、せめて看板でごみのポイ捨て対策でカメラで撮影調査中という看板を立ててみてはどうですかということを提案もしてみたのですけれども、役場としては実際に撮影していないのにそのような看板は立てられませんということで看板の設置のほうは見送られています。そこでですが、それなら今は実際に充電式の防犯カメラ等もございますので、そういうカメラを利用して通行車両の特定をするようなところから始めてみてはどうかと思うのですが、そのような対策のほうを考えているかどうかお

伺いしたいと思います。

秋間議長 町長、答弁を求めます。

小林町長 今、大野議員から、いろいろ努力をしていただいているところですが、なかなか減らないという状況にあるということでもありますけれども、私どもも広報活動と合わせてやっぱり警察と連携しながら巡回する、あるいは悪質なものについては警察に取り締まってもらうというようなことも取り組んで、少し強い取り組みをしていきたいというところでもありますけれども、その中で今充電式の防犯カメラというふうにお話があったのでありますけれども、これはごみの問題もそうなのですけれども、防犯のほうでももう少し充電式等のカメラを設置できないかという、整備できないかというお話がありますので、今後ごみの処理あるいは防犯と合わせて充電式の防犯カメラを整備することを検討させていただきたいと思います。

秋間議長 再質問あれば許します。11番、大野議員。

大野議員 ありがとうございます。監視の強化により、ごみのポイ捨てが行われにくくなることを期待したいと思います。

あと、私が取り組んでいたごみ拾いの最中ですが、その道路沿いというか、保安林になるのですけれども、子供用の三輪車と乗用車の古タイヤ4本が不法投棄をされているのを私は見つけて、それは役場のほうで処理をしていただきました。しかし、少しするとその近くの別な場所でまた古タイヤが捨てられているのが見つかり、また少し前に伺ったのですけれども、しばらくたった秋にまた同じ道路沿いの別な場所に古タイヤが捨てられていたようです。このような場合、同じ人が不法投棄を繰り返していると思われ、大変悪質だと思います。このような悪質なケースは処罰の対象になると思うのですが、町内で実際に処罰された事例はあるのでしょうか、お伺いいたします。

秋間議長 町長、答弁を求めます。

小林町長 担当の町民課長のほうからお答えをさせていただきたいと思いません。

秋間議長 町民課長。

藤内 町民課長、藤内のほうからお答えします。

町民課長 今の大野議員の質問による検挙とかの関係なのですけれども、不法投棄が行われた場所を担当職員が毎回行って確認はするのですが、その状況で例えばポリ袋とかが1袋落ちていたとかというのは警察のほうには通報していませんが、量が多いとか、古タイヤとか、あと家電製品があるとかというものについては警察のほうに連絡をしております。その中で、全てが投げた人がわかるのかといえば、多くがわからない状況ではありますが、中には過去には平成18年にゴミ袋50袋分、約215kgほど道路脇に捨てたのを発見いたしまして、それを警察に通報しました。職員と警察署員立ち会いのもと、ちょっとそこにずっと

置いておくのもちょっと無理なものがありましたので、回収しながら中のものを確認したところ、ごみを捨てた本人だろうというものが確認されましたので、その後は不法投棄ということで警察のほうに処理をお任せして、その後ちょっと警察からの発表とかは聞いてはいなかったのですが、新聞で逮捕されたということで、それを逮捕されたというのを確認したことがあります。

また、別の場所ではトイレが隣にある駐車場なのですが、定期的に酒類の空き缶が捨てられるようになったということで通報を受けまして、それも警察のほうと連絡をして現地を確認したところがあります。今回は、不法投棄と合わせて飲酒運転ということも考えられますので、その後の捜査に関しては警察のほうで行うということで、役場のほうはそこからは対応はしていないのですが、後に聞いた話ではほぼ酒類の空き缶を捨てたという人が特定できたというところまでは確認しています。

ほかに関しては、これについては最近、平成29年のお話なのですが、道路際に不法投棄の一般の家庭ごみが大量に捨てられていたということで、これに関しても警察のほうに通報しております。これについてもごみの中に捨てた人がわかるものが、判明するものがありましたので、これについても警察のほうでその後対応をされているということでもあります。

もう一点、今年ですが、これについてはちょっと家庭ごみ、家庭のほうから、今年に関しては家庭ごみが不法投棄されているということで、これに関しても警察のほうと現場立ち会いのもと調査をいたしまして、本人が特定できましたので、これに関しても警察のほうで対応をされているところであります。

検挙のほうなのですが、過去に関しては一番先に申した新聞に出たというのが検挙ということで、うちで判明しているのが1件で、それ以外に先ほど申したものもありまして、そのうちほかにも嚴重注意が2件ということでうちのほうでは押さえております。

以上です。

秋間議長
大野議員

再質問あれば許します。11番、大野議員。

ありがとうございました。このような具体的に処分された事例が増えますと、それが不法投棄を減らすということにつながると思いますので、関係の皆様には頑張っていただきたいと思います。

さて、毎年春と秋に各団体により行われているクリーン作戦ですが、私の地区では福寿会の皆さんが道路沿いのごみ拾いに取り組んでおられました。しかし、会員数の減少による負担増で取りやめてしまうことになってしまったようです。これから高齢化が進み、人口が少なくなると、ごみ拾いに取り組む方も減ってきてしまうと思いますので、ごみが捨てられないように対策を強化していく必要があると感じてい

ます。

平成10年から施行されている土幌町投げ捨て防止に関する条例ですが、厳しい罰則の取り決めはなく、罰則に対しては廃棄物処理法で警察による対応がされることになっているようです。この廃棄物処理法による不法投棄の罰則は、懲役5年以下、罰金1,000万円以下、法人に関しては罰金3億円以下という厳しいものになっています。このくらいという甘い考えで繰り返されているポイ捨てですが、周りにかけている迷惑は大変大きいものになっていると思います。町長には、ポイ捨ても不法投棄だという認識に立ち、悪質な人に対してはすぐに法律による罰則の対象にするというような条例の強化を検討していただきまして、ポイ捨て、不法投棄が行われなくなるように対策を強化していただきたいとお願いいたします。

最後になりますが、不法に捨てられるごみのことで嫌な思いをする町民の方が少しでも減ることと道路沿いなどに散乱したごみにより土幌町を訪れた皆さんが不快な思いをしないように町民みんなで考えて実行できる政策が行われることをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

秋間議長 以上で大野明議員の質問を終了いたします。
ここで11時まで休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

秋間議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
質問順位4番、矢坂賢哉議員。

矢坂議員 それでは、議長からお許しをいただきましたので、私も初めての一般質問でございます。どうぞよろしくご願ひいたします。

私からは、学校等公共施設へのエアコン設置計画について質問をさせていただきます。十勝地方の気候は、夏は暑く、冬は寒さがより厳しく、年較差、日較差ともに日本で最も大きい地域であり、近年夏は真夏日や猛暑日を観測することも増加しており、今年も土幌町でも5月に最高気温37.6度を記録するなど昔と比べて温暖化が進んできているように感じております。

このような気象変動に伴い、町内の一般家庭においてもエアコンの普及率が年々増加しており、アパートやマンションでは当たり前の設備にもなっています。そのような中、多くの町民が利用する建物系の公共施設、また幼児、児童、生徒が長い時間利用する認定こども園や保育所、学校等の公共施設については保育、教育環境の改善を図るためエアコンの設置が必要になってきたと思われませんが、設置の計画について町長にお伺ひいたします。

秋間議長
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、矢坂議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

ただいま矢坂議員が申されたとおり、近年の気候変動による異常気
象は世界的に広がっているところでありますが、国内においては夏季
における猛暑で犠牲者が出る深刻な状況となっているところであり
ます。そのような中、他府県はもとより道内においても家庭用のエア
コンの普及が進んでいるところでありますが、公共施設における設置
については国において普及の方向が示されているものの、具体的予算配
分については北海道においてはまだ補助対象となるのが厳しい状況に
あります。

まず、町内の公共施設のエアコンの設置状況につきましては、多く
の町民が利用する施設としましては総合研修センターのふれあいホー
ル及びトレーニング室に設置をしております。そのほか医療、介護関
係の公共施設では国保病院と特別養護老人ホームに設置をしており
ます。また、幼児、児童、生徒が利用する認定こども園や保育所、学校
等の公共施設については土幌高等学校の食品加工施設の製造室で放熱
する機器が多く、食品衛生上の対策として、さらに土幌小学校で医療
的ケアを行う体温管理が必要な児童が利用する特別支援教室1室にエ
アコンを設置しておりますが、これ以外の施設については設置されて
いないのが現状であります。

現在公共施設において配置計画は策定しておりませんが、昨今の気
象状況からして配置を検討していかなければならないものと認識を
しているところであります。ただし、財源確保対策や施設本体の整備方
向なども十分勘案しなければなりません。当面幼児が長時間過ごす認
定こども園や保育所の必要な部屋、児童生徒が体調の悪いときに利
用する学校の保健室については年次的に設置する方向で計画を策定し
ていきたいと考えておりますが、学校の普通教室や特別教室については
夏季休業の期間もあることから、またその他の公共施設についても今
後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上、矢坂議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
矢坂議員

再質問があれば許します。12番、矢坂議員。

ただいま町長から幼児が長時間利用する認定こども園や保育所の必
要な部屋、そして児童生徒が利用する学校の保健室につきましては設
置計画を策定する検討をしていきたいという回答をいただきました
が、子供たちの健康を守るためにもできるだけ早く設置計画を策定し
ていただきたいと思っておりますけれども、具体的にいつから設置される予
定でしょうか、お考えがありましたらお伺いいたします。

秋間議長
小林町長

町長、答弁を求めます。

それでは、矢坂議員の再質問にお答えをさせていただきます。

幼児、児童、生徒等が利用する施設については、設置が必要と判断される部屋にはできるだけ早く設置するよう検討しているところではありますが、全部を一気に設置すると財政負担が大きいため、来年度予算から年次計画で順次設置を検討していきたいと考えているところがあります。R2年度予算については、ヒアリングを終えてこれから編成作業に入るところでありますけれども、R2年度の予算においては小中学校の保健室と、それから認定こども園の未満児室に設置をする予定であります。ただし、認定こども園については現在市内のプロジェクトチームによる改築の検討をしているところでもありますので、その中で計画をしてまいりたいと考えておるところであります。

以上であります。

秋間議長
矢坂議員

再質問あれば許します。12番、矢坂議員。

十勝毎日新聞によりますと、幕別町が一昨年度、広尾町は本年度の予算で公立の保育所や幼稚園のエアコン設置を予算化したとの記事が掲載されておりましたし、本年3月の音更町議会定例会の一般質問では災害発生時の福祉避難場所に指定されている学校の保健室に2019年度から年次的、計画的に設置していくと教育長が答弁したとの記事もございました。子供は、汗をかく機能、体温調節機能が未発達で、体もまだ小さいため熱しやすく冷めやすいと言われており、涼しい環境では熱を捨てやすいですけれども、高温時には体が温まりやすく、同じ環境でも大人より暑いと感じてしまう場合もあるようです。幼児が長時間利用いたします保育室や児童生徒が体調の悪いときに利用する各学校の保健室につきまして、できるだけ早く設置いただくことをお願いしたいと思います。

次に、学校の教室に関しまして、教育委員会に4点ほどお伺いしたいと思います。

1点目は、平成30年4月に改正されました学校環境衛生基準では、教室の望ましい温度基準は17度以上28度以下となっておりますけれども、この改正についてどのような考えをお持ちか。

2点目につきましては、町内の学校の教室における現状の暑さ対策について。

3点目は、道内の学校のエアコン設置率について。

4点目は、学校にエアコンを設置する際の国からの補助金の有無について。

以上、4点について教育委員会にお伺いしたいと思います。

秋間議長
小林町長

町長、答弁を求めます。

教育委員会にという矢坂議員のご質問でありまして、教育長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

秋間議長
堀 江

教育長。

教育委員会に対するご質問にお答えさせていただきます。

教育長

まず、1点目の基準、学校環境衛生基準の一部改正についてでございます。学校保健安全法の規定によりまして、この基準が文部科学省で改正されて、北海道教育委員会経由で本町にも通知がございました。その改正内容につきましては、教室内の温度や照明の照度などの基準の一部改正でございましたが、温度に関しましては従来は10度以上30度以下であることが望ましいとされておりましたが、これが17度以上28度以下であることが望ましいに改正されたものでございます。この学校環境衛生の基準につきましては、昭和の39年に規定されて以来、夏は30度以下、冬は10度以上が望ましいとされてきましたが、近年冷暖房機器の一般家庭への普及に伴い、児童生徒は快適な温度に保たれた居室環境で過ごす時間が長くなってきたと。そして、温冷感や暑さ、寒さの感じ方が昭和39年当時とは異なってきていると考えて児童生徒の健康を保持し、かつ快適に学習する上で維持されることが望ましい温度の基準が改正されたものとなっております。改正後の基準を維持していくようにしていきたいと考えておりますが、人の温度の感じ方といいますのは単に教室内の温度だけではなく、教室内の湿度であるとか気流など、それぞれのものによって影響を受ける、また個人差もございましたので、おおむねその温度基準を遵守していくことが望ましいとして定められたものであると認識しております。

また、NHKの熱中症予防サイトで防ごう熱中症というものがございます。この中でWBGTという暑さ指数が情報提供されております。学校現場におきましては、この暑さ指数や毎日の天気予報による温度や湿度、風速などに注意して屋内、屋外活動を行っており、屋内におきましてはできるだけ教室内の環境が快適になるよう努力をさせていただいているところでございます。

2点目以降の質問については、教育課長から回答させます。

秋間議長
藤村
教育課長

教育課長。

教育課長、藤村よりお答えいたします。

2点目の町内の学校の教室の現状の暑さ対策については、網戸を設置しまして、窓をあけて扇風機をつけて対策をとっているところでございます。また、各保護者に通知をしまして、水筒の持参を認めて対策をとっているところでございます。

次に、3点目の道内の学校のエアコンの設置率につきましては、文部科学省で令和元年度9月1日現在での全国の公立学校を対象にした冷房設備の設置状況調査であります。その都道府県別公表数値で回答させていただきます。北海道の小中学校の普通教室は0.8%、特別教室は3.8%、合計で2.4%で、高等学校の普通教室は0%、特別教室は6.2%、合計で4.2%という結果でございます。

次に、4点目、学校にエアコンの設置をする補助金の有無でござい
ますが、昨年度新聞報道でありましたとおり、政府は全国の最高気温

が更新することが相次いだため、全小中学校にエアコンを設置するための補正予算を計上すると。また、安倍首相は全ての学校の教室にクーラーをつけていくため、直ちに予算を獲得し、来年度夏までに間に合うように対策していくなどの発表をした記事もございました。さらに、800億円を超える金額の補正予算の計上も記事でございました。私ども期待して昨年度、この申請をしたところでございますが、結果として認められませんでした。近隣のまちでもちょっとお聞きしたのですが、近隣もだめだったようでございます。最終的には、全国に1,000市町村がこの熱中症対策の補助を活用したようですが、北海道などの寒冷地は除いて補助金が交付されたとの情報もございます。昨年度のこの補助金は、緊急対策としての補助金でしたが、毎年度継続していくものではないため、今後も引き続き補助事業制度の情報を収集していきたいと考えております。

以上でございます。

秋間議長
矢坂議員

再質問があれば許します。12番、矢坂議員。

現状としては、北海道の学校の教室ではまだまだ設置の数も少なく、国の補助金も緊急対策として昨年度だけだったようでございますので、北海道の普及率、これが上がるまでにはまだしばらく時間がかかるのかなというふうにも思われます。しかしながら、一般家庭のルームエアコンの普及率について見てみますと、総務省が5年ごとに全国消費実態調査という調査を行っており、平成26年に公表されたデータでは北海道内でも地域によって設置率に大きな差があるようでございます。その結果を見てみますと、北海道全体の普及率は26.6%ということなのですが、地域別で見ますと札幌市が27%、釧路市は5.3%、帯広市については48.8%という結果でございます。広い北海道につきましても、地域により気候が違ふと。帯広市は、平成26年度当時で5割近い普及率ということは、今現在ではもう普及率5割を相当超えているのかなというふうに思っております。このことから十勝の夏は、年々ますます厳しくなっている現状がうかがえます。5年ごとの調査ということでございますので、令和元年の調査結果は来年度公表されると思いますが、その結果も大いに参考にされまして、また補助金等々の情勢もにらみながら学校教室のエアコン設置の検討をしていただきたいというふうに思っております。

また、文部科学省が定めた温度基準につきましても、望ましい基準ではないかとのことでございますが、土幌町では地球温暖化対策実行計画を策定し、全ての公共施設は室温20度に定めているというふうにお聞きしておりますので、どの学校も冬場の教室についてはおおむね20度で運用されているのかなというふうに思っております。

次に、本定例会の教育長の教育行政報告の中で土幌小学校暖房設備の故障についての報告がありました。今回の故障によりまして集中

暖房方式ゆえ校舎全体の暖房が不調になり、防災用の石油ストーブを各教室に配置したとのことですが、日中でもこの時期、氷点下の日もございましたので、児童は相当寒い思いをしたのではないかなというふうに思います。また、室外に排気のできないタイプの石油ファンヒーターでありますと教室内の二酸化炭素濃度が上昇し、室内の酸素不足によって一酸化炭素が排出されることもあるようでございますので、学校の環境衛生の上では好ましくなかったというふうに思いますけれども、今回の場合は緊急時の対応であったということをやむを得なかったものというふうに認識しております。

また、故障原因の特定にも時間を要したようでございますけれども、しっかりと点検を行い、修繕を行っていただきたいというふうには思いますが、ここでもし暖房のバックアップ設備としての冷暖房できるエアコン、このようなものが設置してあれば対応が可能だったのではないかなというふうに考えるところであります。最近のエアコンは、冷房だけでなく暖房にも使用できますので、殊さら業務用のものではなくても一般家庭で設置している寒冷地仕様の冷暖房エアコンの大きめのものであるならば、教室を冷暖房することは可能なのではないかなと、そういうふうに考えるものであります。また、町内全ての学校につきましては災害時の避難所に指定されておりますので、冬場は暖房のバックアップ設備がないと今回のような故障時に避難所として機能しないのではないかなとの懸念もありますので、災害対策の観点においても有効ではないかなというふうに思うところであります。夏場は熱中症対策や環境改善、教育環境の維持、冬場は暖房故障時のバックアップ設備としても使用することができる冷暖房エアコンの設置、これをぜひご検討願いたいと思います。教育長、いかがでしょうか。

秋間議長
堀江
教育長

教育長。

北海道の都市の中でも十勝の帯広市のルームエアコン設置率が一番高いということは、平成26年当時で約5割だったのですが、私どもも国の統計数値で把握しているところでございます。本年の総務省の全国消費実態調査の結果が来年の夏ごろ公表されると思いますので、その結果も参考にして学校の教室のエアコン設置について引き続き調査検討を行っていきたいと考えております。

また、今定例会の教育長行政報告の中で土幌小学校暖房設備の故障について報告させていただきましたが、議員ご指摘のように暖房のバックアップ設備としての冷暖房できるエアコンが設置してあれば、防災用の石油ファンヒーターを各教室に持ち込む必要は当然ながらなかったと思っております。土幌小学校でも実は町長の回答の中にありますが、医療的ケアを行う体温管理が必要な児童が利用する特別支援教室1室にエアコンを設置しておりますが、これは冷暖房エアコンでござ

ございます。暖房設備が壊れたときにこのエアコンで暖房をとっていたということで、問題なく暖房がとれたという報告も受けております。全ての学校の全ての教室に冷暖房エアコンを設置するとなりますと多額の財政負担も伴いますので、現在のところ補助金も見当たらないような状況です。よって、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

なお、土幌町役場のアメダスの気象観測所がございしますが、このデータを見ますと最高気温が30度以上の日が今年5月から9月までで14日間ありました。そのうち、10日間は夏休みの期間中でございました。しかし、この30度というのは外気温でございますので、教室内の温度とは違います。児童生徒の人数の多い普通教室では特に高温になりやすいし、最近の教室ではディスプレイやプロジェクター、そしてパソコンなど放熱するICT機器も数多く使用して授業に使っております。また、特別教室の中でも児童、生徒の分、全員を用意したパソコン教室というものがございしますが、各教室の中でもICTの機器が一番多いため最も室温が高い状況になっております。平成30年度の文部科学省調査によりますと、空調エアコン設置により児童生徒の集中力向上や学習意欲の改善も見られておりますし、学力の向上も図られると。さらには、保健室に通う児童生徒も減少したとの報告がございました。教育委員会といたしましては、今後も十勝管内の普通教室や特別教室のエアコン設置状況や本町の気象状況なども把握に努めて引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

秋間議長
矢坂議員

再質問あれば許します。12番、矢坂議員。

ぜひともバックアップ設備としての冷暖房エアコンについてご検討いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

それでは、最後にいたしますけれども、町では認定こども園の改築を検討されておりますが、土幌町では平成17年から土幌町環境マネジメントシステムの運用を開始し、平成19年には土幌町環境基本条例を制定し、平成21年には環境宣言を行い、再生可能エネルギーの導入などを積極的にこれまで行ってきたと思います。

最近、改築や新築された北海道内の公共施設や民間施設のホームページを見ますと、地中熱ヒートポンプ方式という文字どおり地中の熱を利用するため外気を使う従来の冷暖房に比べ効率がよく、二酸化炭素の排出量が少ないシステムもあるようでございますし、また雪や氷の冷熱を利用したアイスシェルターというものがあります。今年8月の7,000人まつりの会場内に帯広の土谷特殊農機具製作所の協力で、熱中症対策の休憩所としてイベント用の移動できるものを設置していただいたり、中土幌の児童ステーションでも夏場の冷房システムとして採用されているとお聞きいたしました。どうか本町の認定こども園

の改築を初め、今後検討されていく中におきましては、ぜひとも地球温暖化対策も含め、これら環境に優しい冷暖房システムの導入も視野に入れていただきながら検討をしていただくことをお願い申し上げたいというふうに思います。

また、小林町長が代表をされております過疎法適用外小規模町村連絡協議会が総務省に支援を求める要請活動を先月の26日に行ったとお聞きしております。土幌町は、過去に人口減少率が少なかったために過疎市町村の指定を国から受けられず、過疎対策事業債という借入金ができないということもお聞きしております。もし過疎対策事業債が使えるれば、認定こども園や小中学校、市町村公立高等学校、公民館などの建築、道路や水道、下水施設の建設などさまざまな事業を行う際に借り入れに対する元利償還金の70%が地方交付税の基準財政需要額に算入されるということも勉強をさせていただきました。

今回、バックアップ設備としての冷暖房エアコンについて要望をさせていただきましたが、これら多額の財源が必要になるものであります。全国的な災害の多発によりまして、地方交付税も今後ますます目減りしてくることが予想されますし、本町も財政的には非常に厳しいとは存じておりますが、過疎法適用外の小規模市町村であります本町に国からの支援を期待するとともに、本町の未来を担う子供たちのために、さらには本町の全ての住民が安心して暮らせるような災害対策の充実を図るためにも小林町長にはぜひご尽力及びご検討いただくことをお願い申し上げたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

秋間議長
小林町長

答弁を求めますか。町長。

それでは、矢坂議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えますけれども、まず矢坂議員からただいまバックアップ設備としての冷暖房エアコンと合わせて地域資源を利用した地中熱ヒートポンプあるいはアイスシェルターによる冷暖房についての具体的な提案をいただいたところでありまして、ヒートポンプについては現在上居辺保育所において空気熱ヒートポンプを設置をして対応をしているところでありまして、アイスシェルターについては今、矢坂議員からお話がありましたけれども、中土幌保育園で設置をしているところでありまして、さらに今年の7,000人まつりでもそういう提供があったところでもあります。今後バックアップ用の冷暖房エアコンと合わせて関係課によるプロジェクトチームなどで具体的な検討、調査をさせていただきたいと思えます。いずれにしても、北海道においてもエアコンが必要だという、そういう状況にあるわけでありまして、今後財源対策あるいはこれら地域資源を活用した効率的なエアコン設置等も含めて、今後設置計画を策定しながら推進をしてまいりたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思います。

秋間議長	<p>以上で矢坂賢哉議員の質問を終了いたします。</p> <p>質問順位 5 番、曾我弘美議員。</p>
曾我議員	<p>私にとりましても初めての一般質問ということで、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。</p> <p>総合研修センター内にあるトレーニング室は、現在月、水、金の週 3 日のみ開放されている。町民の健康、体力増進を考えると設備も含めて利用しやすい施設にしていくことが必要だと考えるが、教育長に伺ひます。</p>
秋間議長 堀 江 教 育 長	<p>教育長、答弁を求めます。</p> <p>曾我議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>総合研修センターのトレーニング室は、もとは木工室として設置していましたが、利用者の減少やトレーニング室整備の町民要望を受け、健康、体力づくりの場となるようトレーニング室として改修を行い、スポーツクラブ事業やスポーツ施設の指定管理業務で実績の豊富なオカモトグループの株式会社オカモトに事業を委託し、平成28年 5 月 9 日からフィットネス事業を試行的に開始し、現在に至っております。</p> <p>当初よりランニングマシン、エアロバイク、ウエイトトレーニングなどの器具や身体<small>の</small>柔軟トレーニングをするための用具などを設置し、ダンスなどを取り入れた運動教室や体幹トレーニングのレッスンプログラムも取り入れながら、毎週月、水、金曜日の週 3 回を基本として午後 1 時から午後 9 時までの間、指導員を配置し、利用料を無料として試行事業を継続しているところです。教育委員会では、利用状況及び利用者のニーズを把握し、検討を行い、平成29年度からはトレーニング機器の追加やレッスンプログラムの内容や時間帯の見直しを行い、平成30年度には夏場の利用環境の向上を図るためエアコンを設置したところでございます。</p> <p>なお、トレーニング室の利用実績につきましては、平成28年度は11カ月間で延べ4,052人、平成29年度は延べ5,760人、平成30年度は延べ6,238人で年々伸びてきている傾向にあります。このほか、介護予防を目的とした事業でトレーニング室を利用しておりますが、本年 6 月 5 日から毎週水曜日の午前中に65歳以上の町民を対象とした「いきいき運動教室」が開催されております。</p> <p>教育委員会といたしましては、今後も利用状況や利用者のニーズの把握に努め、町民の皆様にご利用しやすい施設となるよう改善を図ってまいりたいと考えております。</p>
秋間議長 曾我議員	<p>以上、曾我議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。</p> <p>再質問があれば許します。8 番、曾我議員。</p> <p>ただいま教育長から回答をいただきましたが、利用者は年々増加傾向にあるようですが、総研のトレーニング室が込み合っ<small>て</small>利用しづら<small>い</small>ので、帯広市内や音更町内の民間のフィットネス施設を有料で利用</p>

しているという町民の声を聞いています。教育委員会として込み合っていると考えているのか伺います。

秋間議長 教育長、答弁を求めます。

堀 江 込み合っているかとのご質問でございますが、利用実績の詳細につきましては教育課長からお答えさせていただきます。

秋間議長 教育課長。

藤 村 教育課長、藤村からお答えさせていただきます。

教育課長 利用実績の詳細についてのご質問だったと思います。平成30年度の実績を分析したものでお答えしたいと思います。まず、男女別、年齢別の実績利用ですが、男性が2,295人、うち60歳以上の方が27%で最も多く、次に20代が18%、30代、10代と続き、40代及び50代が少なくなってきました。女性は3,943人で、うち60歳以上が41%で最も多く、次に50代と40代がそれぞれ18%、少ない年代は30代と20代、10代と続いています。次に、月別の利用実績でございますが、利用者の多い月順は2月、11月、4月、少ない月は9月と6月で、1日の平均利用者数は平均で41人となっております。また、今年度新たに時間帯別で分析を始めました。10月までの集計ですが、一番多いのは13時、プログラムが始まる時間です。また、終わりの時間は20時台が一番多く、全体の48%となっております。

また、レスンプログラムは簡単ストレッチ、リズムステップ、体幹トレーニング、骨盤コンディショニング、ストレッチポール活用術などのレッスンを年間412回開催し、ほかの別の研修室でやさしいエアロズンバなどの音楽に合わせたダンスを行う運動を106回実施しております。利用者の混雑の緩和のため、トレーニング室以外の部屋も活用させていただいております。ただ、時間帯によっては1時間の利用者が20人を超えて込み合っているときもございますので、受託業者の指導員に聞き取り調査をしたところ、町外の施設と比較しても極端に多いとは感じていないというような報告がありました。

以上でございます。

秋間議長 再質問があれば許します。8番、曾我議員。

曾我議員 ただいま教育課長から平成30年度の利用実績では、余り込み合っていないのではないかという回答をいただきましたが、過去3年間の増加傾向にある利用実績を考慮すると、今後も利用者が増加すると思われます。1時間の利用者が20人を超えるときもあるとの説明でしたが、一方で男性の40代、50代、女性の30代、20代の利用は少ないのであれば、今後利用が増える可能性は十分にあると思いますが、開場日数を増やすように土曜日か日曜日のどちらかを試行的に実施するなどの変更はできないものかとお聞きいたします。

秋間議長 教育長、答弁を求めます。

堀 江 ただいま曾我議員からご提案のありました土曜日か日曜日のいずれ

教育長 かの日の試行的の開場でございますが、受託業者の指導員から聞き取った内容では、町外の施設においては土曜日か日曜日の休日よりは平日のほうが利用者は多いような傾向でもございますが、教育委員会内部でも協議したいと考えております。

本町のスポーツ事業の推進に当たりましては、町民の意見を反映させていただくためにスポーツの推進員や社会教育委員の会議の中で計画を立案して審議することになっております。毎年こちらの委員さんの会議でオープンする日、開場日数や曜日を提案して承認していただいているところでございますが、今後は利用者からの明確なニーズを把握する必要もあると思いますので、アンケート調査などを実施してサービスの向上に努めたいと考えております。また、オープンする日数、開場日数を増やすということは委託業者の指導員の勤務日数が増加することにもなりますので、業者側で対応可能であるか、また予算を伴うことにもなると思いますので、町長と十分協議していきたいと考えております。

秋間議長 再質問あれば許します。8番、曾我議員。

曾我議員 それでは、次の質問をしたいと思います。厚生労働省の発表によりますと昨年の日本人の平均寿命は男性81.25歳、女性87.32歳となり、男性が7年連続、女性は6年連続で過去最高を更新したとのこと。平成30年間で男女とも5年以上寿命が延びたことになり、これは高齢者の健康意識の高まりも影響していると考えます。また、我が国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後のさらなる健康寿命の延伸も期待されており、海外の研究によれば日本では2007年生まれた子供の半数が107歳より長く生きると推計されており、我が国は健康寿命の世界一の長寿社会を迎えております。こうした人生100年時代には、子供から高齢者まで全ての町民が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会づくりをする必要があると思われま。その重要な鍵を握る一つが健康づくりへの投資であると思っております。現在土幌町では、介護保険料が1人当たり月額6,100円と十勝管内でも一番高いと春と秋の町づくり懇談会で町長からお聞きしておりますが、介護保険の要介護や要支援を必要としないで最後まで自分の足で歩き、健康に過ごせることがこれからの人生100年時代の課題となってきたと考えています。そのため、介護予防の観点からますますの高齢者のトレーニング室の利用が増えていくものと予想されますので、高齢者の利用しやすい時間帯である午前中の開場も視野に入れて検討する必要があると思いますが、教育委員会としてはどのように考えているのか、教育長に伺います。

秋間議長 教育長、答弁願います。

堀江教育長 ただいま曾我議員から健康寿命、そして人生100年時代のお話でしたが、健康寿命と言いますのは健康上の問題で日常生活が制

限されることがなく生活できる期間のことだと思っておりますが、この健康寿命も延びているようでございます。また、人生100年時代に向けて、子供から高齢者まで全ての町民が元気で活躍し続けられる社会をつくる必要があると思っておりますし、最後まで自分の足で歩き、健康で過ごせるかがこれからの人生100年時代の課題になってくると私ども教育委員会も認識しているところでございます。健康や介護に関する事務は町長部局の保健福祉課が、教育やスポーツに関する事務は教育委員会で処理しておりますが、保健福祉課が行う健康づくり事業として、しほろ健康マイレージビンゴ事業、ウォーキング講習会、介護予防事業では先ほど言いました65歳以上の方のいきいき運動教室などがございます。また、日中を見ましても総研の体育館の2階を歩いている方、屋外の歩道でウォーキングされている方、いろいろいるかと思えます。今後高齢者にも配慮した午前中のフィットネス事業の拡充につきましても町長部局とも協議を行い、検討をさせていただきたいと思えます。

秋間議長 再質問あれば許します。8番、曾我議員。

曾我議員 それでは、最後にしたいと思えますが、当初の回答書にも記載がありましたが、トレーニング室はもともと木工室であった部屋を木工利用者が減少したためトレーニング室の整備要望を受け、設置されたようですが、現在のトレーニング室の面積を増やすことは物理的にも難しいことだと思っております。しかし、現状のトレーニング室はトレーニングマシンもたくさん設置し、手狭になっていると感じます。私は、今後ますますトレーニング室の利用が増加してくると思えますので、もしも総合研修センター内の建物内で利用率の低い部屋がありましたら、その部屋を改修して利用することも検討していただくことを町長と教育長にお願いして私の質問を終わらせていただきます。これはお願いですので、回答は要りません。

秋間議長 以上で曾我弘美議員の質問を終了いたします。

質問順位6番、伊藤健蔵議員。

伊藤議員 伊藤です。新人議員最後になりましたが、質問をさせていただきたいと思えます。

高齢者介護事業の推進方針についてお伺いいたします。政府は、2020年度の予算案で介護の予防や自立支援に成果を上げた自治体に交付金を配分する保険者機能強化推進交付金制度にこれまでの200億円を倍額の400億円を計上する報道がありました。この制度は、地域包括ケアシステムを強化発展させ、高齢者一人一人に対して心身の多様な課題にきめ細かい対応で市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進しようとするものです。具体的には、認知予防や要介護の維持、改善に向け、健康寿命延伸と重度の要介護者の増加を防ぐため、軽度のうちに予防の観点から通いの場等の拡充、活用によって費

用の抑制を図るものであります。本町では、この保険者機能強化推進交付金を活用するために、どのように介護事業を進めようとしているのかお伺いいたします。

秋間議長
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

介護保険制度における保険者機能強化推進交付金については、市町村が高齢者の自立支援、重度化防止に向けて取り組む仕組みが制度化されて、この一環として平成30年度から自治体への財政的インセンティブとして市町村や都道府県のさまざまな取り組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止に関する取り組みを推進するために創設されたものであります。

ただいま伊藤議員のおっしゃるとおり、平成30年度、令和元年度は国の予算総額で200億円が確保され、そのうち190億円程度が市町村の評価指標ごとの総点数に第1号被保険者数を乗じて算出した点数を基準として、全市町村の合計に占める割合に応じて配分されることとなっております。

活用方法としては、市町村が取り組む地域支援事業等における第1号被保険料に充当することとされており、平成30年度の土幌町の評価指標の合計点数は612点満点で476点、交付実績額は107万5,000円でしたが、事業開始の年であり、内示時期が12月末と遅くなったことから、実施中の一般介護予防事業であるまる元運動教室事業、ふまねっと運動推進事業及び生活支援体制整備事業に活用したところであります。また、令和元年度の評価指数の合計点は692点満点で508点、交付予定額は昨年同様107万5,000円と内示を受けており、今年度新たに開始したいいき運動教室にも活用する予定であります。令和2年度以降については、現時点では正式な通知がないことから、国の動向を注視しながら新たな取り組みについても検討している状況であります。

以上、伊藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
伊藤議員

再質問があれば許します。5番、伊藤議員。

ありがとうございます。

そこで、この回答のあるとおり令和元年度の評価指数692点満点で508点ということですから、学校の成績に置きかえて100点満点に置きかえますと73点に相当するかなということで、最優秀とまではいかなくてもまだ伸びしろがあるということで評価させていただきますので、今後PDCAなどを活用してさらなるポイント獲得に努力していただきたいと思いますと考えております。

この制度が目指す理念の自立支援のために保険者の多職種が参加する地域ケア会議を活用して、ケアマネジメントを支援し、軽度の要介護状態の維持や改善度合いの進捗状況を把握することが最もポイント

が高いとされており、150ポイントになると思いますが、その結果が期待されているところでございます。しかし、本町では介護認定者387人中、介護サービスを一度も利用していない認定者は80人を超えております。せっかく介護認定しても軽度のうちに個別のケアプランに基づき、通いの場であるデイサービスなどの施設の利用を促進し、家族の負担を軽減するためにケアプランを実行しなければ結果は向上しません。介護者の自立支援、重度化防止等の観点から、個別事例の検討をしながら通所できる方にはデイサービス等を受けるために要介護認定者や家族の理解を得られるよう積極的に推進すべきと考えます。この未利用者の31人に対して、どのように改善するのかお伺いいたします。未利用者81人でした。失礼しました。読み間違えました。

秋間議長 町長、答弁を求めます。

小林町長 それでは、未利用者の利用の関係について、担当の保健福祉課長からお答えをさせていただきます。

秋間議長 保健福祉課長。

堀江保健福祉課長 保健福祉課長、堀江よりご説明させていただきたいと思っております。

未利用者の方の81名という方、全員がサービス利用につながらなかった理由という部分が、細かく分析はしておりませんが、場合によっては認定を調査をしたのですけれども、入院になってしまわれた方ですとか、そういう方も含まれております。伊藤議員がおっしゃるように、早期の予防で早目に予防の事業につなげるというのは大切なことだと考えておりますし、軽度のうちに適切な通いの場とかを提供させていただくようにケアマネジャー等も調整をさせていただいているところです。ただ、現状としまして、調整をさせていただいておりますけれども利用につながらなかったり、また必ずしもこの81名が軽度の方だけというふうにはご理解いただかないほうがよろしいかなと思っておりますので、認定がおりまして通いの場とは限らないサービスを適用される方だったという方も含まれるということをご理解いただきまして、81名全員が通いの場に通うはずだったのに調整ができなかったということではないことをご理解いただきたいと思います。

秋間議長 再質問があれば許します。5番、伊藤議員。

伊藤議員 もちろんそういうことだと思いますけれども、本町の要介護認定者は9月末で387人という中で軽度の要支援1、2、要介護1は143人で40%、中度の要介護2、3は155人で40%、重度の要介護4、5は79人で20%となっており、中度、重度が60%で介護保険に大きな負担がかかっております。これ以上中度、重度介護者を増やさないためにも、また軽度の認定者をこれ以上重度化しない対策や軽度認定を早目に進めると。そのことによって、的確なケアプランを立て、家庭にこもることなく施設で専門の介護士の指導を受け、現状維持、改善につなげる対策が必要と考えます。

この事業につきましては、福祉事業が経済事業になっているのではないかと思います。あくまで介護保険料6,100円にこだわるのか、実際現場で担当する保健福祉課等のケアマネジャーや職員の皆さんは極めて専門的な知識と熱意で介護事業にかかわって献身的に努力していただいておりますが、介護認定者を増やす、あるいは施設の利用を進めるということはコストのアップにつながる、この板挟みになっているのではないかと思います。そのような状況に対して、今後この介護事業をどのように進める考えがあるのかお聞きしたいと思います。

秋間議長
小林町長

町長、答弁を求めます。

今、伊藤議員がおっしゃった介護の軽、中度で、あるいは重度者が多いということなのでありますけれども、本町は特別養護老人ホームも107床を持っているということもあって、そういうこともあって全体的な重度者が多いということなのだろうと思います。

その中で、本町の今後の介護保険事業というのは今お話にありましたように6,100円ということで、十勝一高いという状況でありますけれども、それはやっぱり本町の場合、これまでもお話ししたとおり施設介護サービスが多いということが起因しているわけでありましてけれども、そういう面では今後デイサービスあるいはホームヘルパー等の在宅サービスを増やしていくという、そういう努力をしなければならぬところでありますけれども、現在私どももケアマネジャーを含めた担当者とそれぞれ愛風会の担当の皆さんと色々な打ち合わせをさせていただくとともに、今後いろんな調査をしながら在宅を増やしていく努力をしていくという、そういう取り組みをしていきたいと思っております。

もう一つ、軽度者を中心とした介護予防事業を充実させるということでありましてけれども、本町は本年度から日常生活支援事業としての助け合いということで、有料ボランティアのような形で参画をいただきながら、現在10月までに68件の利用というふうには聞いているわけでありましてけれども、そういう面ではより今、伊藤議員がおっしゃったように軽度者が重度にならないための介護予防事業を今後とも積極的に推進をしてまいりたいというふうに今は考えているところであります。

秋間議長
伊藤議員

再質問があれば許します。5番、伊藤議員。

ぜひお願いしたいと思います。

かつて我が町の介護事業は、飯島房芳町長が母胎から楽土までをスローガンに、全国でも名をはせた福祉の町となりました。その精神を受けて現在の福祉村構想が実現していると思っておりますが、このインセンティブ活用、この事業のインセンティブと横文字を使うと格好いいのですけれども、どうやら報償金という意味らしいのですけれども、この最初の回答には一般対象者には、まる元運動教室等のプログラム、

さまざまなプログラムを用意しているということですが、やっぱり重要なことは現在介護認定を受けている方の予防あるいは現状維持の対策が大事かと思いますが、実際にはリハビリが必要だという介護者については他町で受けているということで、我が町で不足している設備であれば、この事業を活用してリハビリ専門職の派遣を受けるなど対策を講じて、まず我が町の福祉村の施設を最優先に利用することを進めるべきではないかと思います。足りない設備は町で支援するなど、時代のニーズに合った福祉事業樹立のために民間施設や医療機関、当町にも病院がありますし、それぞれが連携して対応していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

秋間議長 町長、答弁を求めます。

小林町長 そのとおりなのです。例えばリハビリでいけば、本町はデイサービスというのは機能を持って行っているのでありますけれども、上土幌ではデイケアという、そういう少し訓練も含めたそういうもので、そういうことを利用されるという方もいるわけでありまして、いずれにしても本町の機能と合わせて町外の機能も利用しながらということでありまして、当面デイケアと合わせて本町のリハビリ事業を充実させながら、それぞれの利用を受ける方の状況に合わせたサービスが受けられるよう、そういう取り組みも今後現場のケアマネジャーを含めた担当者とも十分検討させていただきたいと思っております。

秋間議長 再質問があれば許します。5番、伊藤議員。

伊藤議員 ぜひ前向きに検討させていただきたいと思っております。行政の柱である福祉事業に、支える人の負担に見合った、利用者に寄り添った高品質の福祉サービスとなるよう、これからも町民サービスに努力していただくことを期待して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

秋間議長 これで一般質問を終結します。

ここで1時15分まで休憩といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時15分 再開

秋間議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3

[日程第3、議案第1号「北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第1号 北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更についてご説明をいたします。

これは、北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更の協議について、地方自治法第252条の7第3項の規定により、議会の議決を得ようと

するものであります。

説明資料の5ページをお開きください。審査会の執務場所の変更であります。今まで音更町保健センター内にある地域包括支援センター内で審査会を開催しておりましたが、音更町がこの支援センターを来年度から民間委託することによりこれがなくなるため、同じ建物であります音更町保健センター内と変更をするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則であります。令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第1号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

4 [日程第4、議案第2号「土幌町森林環境譲与税基金条例案」を議題といたします。](#)

朗読を省略し、提案の理由を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第2号 土幌町森林環境譲与税基金条例案についてご説明をいたします。

この条例は、令和元年度から譲与が開始されます森林環境譲与税を土幌町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるために地方自治法第241条の規定に基づき基金条例を制定をしようとするものでございます。

この基金は、国から土幌町に譲与されます土幌町森林環境譲与税を原資に基金を積み立て運用をするものであります。第1条には今説明しました設置目的を、第2条以降につきましては通常の基金条例と同様の条文でございます。

説明資料の6ページをごらんください。右側の令和元年度から施行と書いてある部分ですが、国から森林環境譲与税として地球温暖化防止、災害防止や水源涵養機能を目的に、先ほど説明しました市町村が行う民有林等の整備や人材育成などの事業に充当するために都道府県と市町村に配分をされるものでございます。

左側をごらんください。この財源は、市町村税の均等割に1,000円を上乗せして国に納める仕組みとなり、これが令和6年度からとなるものでありまして、それまでの間は前倒しで譲与税として交付される

ものであります。令和6年度からというのは、平成26年度から令和5年度までの10年間、東日本大震災復興を図ることを目的に地方税の特例として市町村民税の均等割に1,000円を加算しているため、それが終了した翌年度の令和6年度からとなるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。施行日につきましては、公布の日から施行をするものであります。

基金の額でございますけれども、後ほど議案第22号の一般会計の補正予算案に278万5,000円を計上させていただいているものでございます。

以上、議案第2号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

5 日程第5、議案第3号「土幌町民プール設置条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案の理由を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第3号 土幌町民プール設置条例案についてご説明をいたします。

この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、土幌町民プール設置条例を制定し、土幌町トレーニングセンター設置条例を廃止するものでございます。

この町民プールの規定でございますが、今まで土幌町トレーニングセンター設置条例の中に規定されており、体育施設として体育館にプールのほか、保健衛生施設としての風呂とサウナに関する規定も定められておりました。しかし、保健衛生施設は既に廃止をされ、トレーニングセンターも用具置き場として利用されており、プールに関する規定だけが残っております。したがって、このトレーニングセンター設置条例を廃止しまして、プールに関する規定のみの設置条例を制定をしようとするものであり、同時に管理について指定管理者による管理ができることにしようとするものであります。

町民プール設置条例であります。第1条では設置について、第2条は名称、位置と普通の設置条例となっております。第5条が使用料についてでありますけれども、無料とするものであります。次のページの第9条から10条に管理については指定管理者をもって管理ができ

るように定めるものでございます。

7ページの附則でございますけれども、施行時期につきましては令和2年4月1日からとするものであります。

次の2項で土幌町トレーニングセンター設置条例を廃止するという規定になってございます。

以上、議案第3号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

6

日程第6、議案第4号「土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第4号 土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案について説明をさせていただきます。

この条例は、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、この職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関し、必要な事項を定める必要があることから定めるものでございます。

まず、説明資料の7ページをお開きください。会計年度任用職員制度についてでありますけれども、地方公務員の臨時、非常勤職員が増加し、これらの職員の勤務条件等については各自治体がばらばらに規定をして任用していることから、適正な任用、勤務条件等を確保することになり、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正し、令和2年4月1日から施行されることとなりました。

制度の移行のイメージですが、特に一番下の一般職非常勤職員、本町で言いますと準職員や第1種、第2種などの臨時職員でございますけれども、これについてはフルタイムとパートタイムの会計年度任用職員へ移行されることとなります。

次の8ページをごらんください。この条例の制定内容でございますけれども、地方公務員法の改正により、現在臨時職員と呼ばれる職員について、1会計年度を超えない範囲内で置かれている非常勤の職というふうに定義をされ、これらの職員は勤務時間に応じてフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に分かれることになりました。フルタイム職員につきましては今までの賃金のかわりに給料が、パートタイム職員につきましては報酬として支払われること

になり、賃金という名称はこれからはなくなります。給料表は、一般職員と同じ行政職給料表の1級と2級の給料を適用した表とし、経験年数により昇級がありますが、その上限は職種によって定められます。

この制度の対象者は、今までの準職員、定年退職後に任用している特定臨時職員、フルタイムで任用する第1種臨時職員、パートタイムで任用している第2種臨時職員でありまして、原則今までの準職員のみフルタイム会計年度任用職員とし、それ以外はパートタイム会計年度任用職員とします。なお、フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は職員と同様、基本は8時30分から17時15分までの1日7時間45分とし、パートタイム会計年度任用職員はフルタイムより15分短い7時間30分以下の勤務時間とするものであります。

この条例の要旨でございますけれども、第1条は先ほど説明しました条例制定の要旨についての規定であります。給与につきましては、第2条で給与のほか扶養手当、住居手当などの手当に関する規定としておりますが、特に一定の時間以上勤務した者については期末、勤勉手当を支給できることとしました。このほか、パートタイム任用職員には給与にかわって報酬を支払うものとし、あわせて期末手当も支給できることとしたものであります。

給料表については、第3条に規定しております。議案の19ページをお開き願いたいと思います。先に別表第2が医療職給料表で、医師の給料表であります。前のページに戻っていただきまして、別表第1でございまして、これが医師以外の職員の給料表でありまして、職員と同様に行政職給料表の1、2級を使っております。

説明資料に戻っていただきまして、第4条でございますけれども、会計年度任用職員となる者の給与の決定について、規則へ委任をする規定であります。この規則では、職種ごとの号級を規定してございます。

次に、ここからはフルタイムの会計年度任用職員についての規定でありまして、第5条では給与の支給に関する規定について、職員の給与条例を準用するという規定としてございます。第6条から第13条までは、住居手当や通勤手当などの各種手当の支給等について、それぞれ職員に係る条例を準用する規定となっております。第15条から第17条までは、期末、勤勉手当、寒冷地手当についての規定であります。第18条につきましては1時間当たりの給与額の算出方法、第19条は有休以外で休んだ場合の給与の減額についての規定についてであります。

第20条から第31条までは、パートタイム会計年度任用職員についての規定であります。第20条は、パートタイムは給与ではなく報酬として支払うものとし、日額や時間額について定めております。第21条から第24条までは、特殊勤務手当、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に

かかわる報酬の額について規定をしております。第26条では、期末手当の支給についての規定で、一定の勤務時間を超える者について期末手当を支給できることとしたものであります。第27条は報酬の支給について、第28条は時間当たりの報酬額の算出について、第29条は報酬額の減額についての規定でございます。第30条につきましては、通勤に係る費用弁償の支給でありまして、パートタイムについては手当ではなく費用弁償で支払う規定とするものであります。第31条は、パートタイムの職員が公務出張の場合、職員等の旅費及び費用弁償に関する条例により算出した額を費用弁償として支給するという規定であります。

なお、フルタイム会計年度任用職員は、この公務に係る費用弁償の支給に関する規定がこの条例中にはありませんが、議案第6号の整備条例の中に職員等の旅費及び費用弁償に係る条例の一部改正で常勤職員等のこの等に含まれるためにこの整備条例で規定されることとなり、今回この条例の中にはその規定はしてございません。

第32条ですが、ここからは議案の17ページをごらんください。この32条では、給与から控除することができるものについて、職員の給与条例を準用する規定とするものであります。第33条につきましては、特殊な技能を持つなどの会計年度任用職員を採用する場合、他の職員との均衡やその特殊性を考慮し、任命権者が別に定めることができるという規定としてございます。第34条は、規則への委任であります。

次に、附則であります。施行期日は、令和2年4月1日からであります。

第2項の経過措置でございますけれども、前段は施行日前からいる臨時職員を新たな会計年度任用職員に採用する場合、給与の額が下がる場合がございます、この場合、現在の1種の臨時職員等については従前の給与の額を支給する、いわゆる現給保障の規定としております。それと、扶養手当と住居手当については今後5年間についてのみ支給することとするもので、それ以降につきましては支給しないという経過措置にしております。

以上、議案第4号の説明といたします。

秋間議長
加藤議員

これから質疑を行います。ありませんか。1番、加藤議員。

給与のほうも名称が変わるだけでなくで手当等も動くので、総体で今試算したところでどれぐらい給与費なんか上がる予定なのか教えてください。

秋間議長
柴田
副町長

副町長。

総額は、ちょっと計算していないものですからわかりませんが、今の準職員、それから1種臨時職員、それと特定臨時職員、これについては現給保障いたしますので、変わりはありません。第2種のパートタイムにつきましても昇級もありますし、現在よりは多少ふえ

るものというふうに思っています。

秋間議長 1 番、加藤議員。

加藤議員 これは、国から来た人の雇用の仕方の働き方改革から来ているものだと思うのですが、パートで働いている方ですとか非正規雇用の方々が仕事をするのにやっぱりやりがいを持てるような僕はある程度方向が出ているのだと思います。この部分を皆さんにもできるだけ理解してもらって、ただ給料が変わったのではなくて、その分仕事も頑張っていたきたいなという部分も合わせてそういう指導のほうもしていただきたいなと思います。

秋間議長 そのほかありませんか。

(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第 4 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は明日11日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会します。

(午後 1 時 3 6 分)